

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第20回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。また、冒頭のカメラ撮りを認めることとしております。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の審議につきましては、これまで委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ作成いたしましたポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（素案）について事務局から説明いただいた後、委員の皆様と議論してまいりたいと思います。

それでは、資料1及び2について、事務局から説明をお願いいたします。

田中行政課長、お願いします。

○田中行政課長 よろしく申し上げます。資料1につきまして御説明申し上げます。

まず、目次でございます。前回の専門小委員会におきまして総括的論点整理をお示しさせていただきましたまして御議論いただきまして、その後、地方六団体ヒアリングを行ったわけでございますが、そういった議論を踏まえまして必要な修正をして、用意させていただいたものでございます。

項目としましては大きな構成は維持しつつ、第1に基本的な認識ということで、ことさらに総理からの諮問事項も意識しまして、基本的な認識ということを追記させていただいているものでございます。

第1の基本的な認識であります。新型コロナウイルス感染症によります感染症危機ということから書き出しにしております。第2パラグラフであります。感染症危機による社会の急激な変化や、これに伴う対応が我が国の課題を顕在化させ、また、加速化させたのではないかと問題意識で基本的認識は書かせていただいております。この課題としまして、3点挙げさせていただいております。

1つ目がデジタルの分野におきまして、コロナ感染症危機への対応につきまして、デジタル敗戦と言われ、国・地方も含めて迅速で柔軟な取組を行うことができなかつたとしております。その後、様々な分野でデジタル技術の活用の可能性が広く認識されるに至りまして、また、生成AI技術の登場も含めまして、社会全体のDXは一層加速化しまして、行政サービスの提供のあり方を大きく変えることが期待されているとしております。

次のパラグラフは人口構造の変化をはじめとします様々な内政上の課題ということでもあります。こういうものにつきましてどう対応していくかというのは重要な課題になっているということでありまして、第32次地方制度調査会でも地方行政のあり方については提言を行いまして、組織や地域の枠を超えた連携ということを提言したわけでありまして、人口減少局面に入ってから既に久しくなっております。各地・各部門で人手不足が生じておりました。地方公共団体におきましても、とりわけ専門人材の確保の厳しさが指摘されている。こういう傾向が感染症危機を経て平時を取り戻していく過程において、顕在化・加速化することになったのではないかとということでもあります。

最後の行であります、こういう厳しい状況にありながら新型コロナの感染拡大の危機の影響もありまして、実際に市町村が多様な主体との連携を進めていく取組というのは、まだ道半ばであるということにしております。

次のパラグラフが大規模な災害・感染症のまん延などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応ということでありまして、地球規模の気候変動による気象災害リスクに言及し、また、南海トラフとか首都直下などが今後高い確率で発生することが見込まれているという状況にありまして、関係法令の改正を含めまして、災害に対応するための備えが進められてきているということ、また、感染症危機につきましても、平成24年の新型インフル特措法が制定されまして備えを行ってきたわけではありますが、しかしながら、今般の新型コロナ感染症危機に関しまして、従来の法制において想定されてなかった事態が相次いで、国・地方間などの様々な課題が指摘されたということを言及しております。

こういう認識のもとで地方行政のあり方に関しまして、以下の課題への対応が必要であるということで、ここも3点挙げております。

第1が、DXの進展を踏まえた対応ということでありまして、人口減少によって経営資源が制約されていくという中で、デジタル技術を活用して業務改革を飛躍的に進めていく必要があるということ述べております。

第2に、地方公共団体相互間の連携・協力、公共私連携の深化ということでありまして、3ページ目の方についていただきまして、デジタル技術の活用を進めていくわけですが、引き続き地方公共団体の住民との接点が重要である。物理的な空間において対応が必要な業務も残っていることが見込まれる中で、地域や組織の枠を超えて連携・協働していく視点は一層重要になっていくということでありまして。

第3が、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応ということでありまして、このパラの中段のところではありますが、これまでの経験に基づく備えでは対応ができない事態が見られるようになってきているということでありまして、コロナによる感染症危機に際して様々な局面で従来の法制において想定されなかった事態が相次いだことを真摯に受け止める必要があるということにしております。

その次のパラグラフが、この3つの点についての横串でありまして、今後の地方行政のあり方について対応が必要な3つの点を通じて、情報共有・コミュニケーションの重要性を指摘する必要があるということにしております、デジタル技術の活用ということで、情報共有・コミュニケーションを充実させていくことが必要であります、そういう情報共有・コミュニケーションの充実が、組織や地域の枠を超えた連携や関係者間の合意形成を進めていくことも期待される。このような連携が進んでいくということは、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が生じた際の対応を実効的なものにする前提でもあるということでありまして。

また、第1から第3に共通する点としまして、市町村の役割はもちろんであります、都道府県の役割、国が果たすべき役割も含めて、それぞれの役割が十分に果たされる観点

が重要であるということにしておりまして、DXの進展への対応、広域連携についての様々な都道府県・国の役割、それから、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態について、それぞれのレベルの役割ということについて言及しているものであります。

第2がデジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応であります。基本的な考え方ではありますが、まず、第1パラグラフで地方行政のデジタル化が地方自治に影響を与える可能性があるということでありまして、ここから少し振り返りをしまして、地方の事務につきまして、それぞれの団体が電算化、デジタルを取り入れていくレベルから地方公共団体が協働した取組になり、国と地方公共団体が協力して地方の取組を行っていくということに、少しずつ時代の変遷とともに地方公共団体の連携、さらに国との連携と推移してきたという歴史的な経緯について述べております。

その上で、5ページ目の方に行ってくださいまして、国が制度的な枠組み、あるいは財政的な支援というようなことで役割を増やしてきている傾向があるわけではありますが、こうした点につきまして、国の役割としては全国的な規模、もしくは全国的な視点に立って行わねばならない施策・事業の実施、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動、これが地方自治法で国の本来果たすべき役割とされているものであります。こういった考え方に基づいて国は制度的な対応を行ってきたものであり、引き続き、今後もこういう役割を果たしていく必要があるとしております。

次のパラグラフでは、このようにデジタル化が進んでいっても、住民が地域という物理的な空間においてサービスの提供を受けて負担を分任する以上、地方公共団体や地方自治の必要性は変わらないとしております。

次のパラグラフでは、一方で、地方公共団体の間で事務の共通性が高い分野のインフラやアプリケーションについては広域、または全国的な規模で整備することが必要であるということで、国は制度面・財政面を含めて積極的に地方公共団体を下支えすることが重要であるとしております。

地方自治の今後の姿については次のパラグラフであります。物理的な空間に区切られ、個々の地方公共団体の自主性・自立性を特に重視してきたこれまでの地方自治を基盤としつつ、ネットワークで結ばれた地方公共団体同士がデータでやりとりをしながら緊密に連携・協力し合う新たな時代の地方自治の姿に進化していくことが可能になるのではないかと考えております。

その次のパラグラフが、こういった認識を踏まえて具体的に取り組むべき事項を以下に示すわけではありますが、こういった点について一定の将来的な見通しを持って計画的に取り組むことが重要であるとしております。

2がDXによります地方公共団体の業務改革であります。

(1)がフロントヤードのデジタル化ということでありまして、オンライン手続、また、マイナンバーカードを活用した公共サービスの提供、あるいは窓口業務改革といったものに言及した上で、3パラからであります。フロントヤードの手続において直接データで

やりとりすることによって、業務改善につなげていく必要があるということでありまして、人的リソースを、相談業務とか企画立案業務とか、きめの細かい業務にシフトさせていくということとか、あるいは庁舎空間の有効活用ということに触れております。

次のパラグラフでは申請書様式が自治体によって様々であることについての事務負担の課題を指摘しまして、標準化・共通化が合理的と思われるものについては自治体や事業者などの意見も踏まえながら、国が必要な標準化や共通化を図るなどの施策・支援を行うことが重要であるとしております。

(2) がバックヤードのデジタル化であります。ここにつきましては標準化の取組について言及をしております、その上で、7ページの方に行っていただきまして、標準化の取組について、現在、全ての地方公共団体が標準準拠システムへの円滑な安全な移行を目指しているところであって、国は地方公共団体が移行作業に注力できる環境を整える必要があるということ、また、移行に要する経費について、国は必要な財政支援を行うということ、共通基盤であるガバメントクラウドについての情報提供などの支援を積極的に行う必要があるということであります。この点は先日の六団体ヒアリングでも様々な御指摘があったと認識をしています。

次の次のパラグラフであります、フロントヤード・バックヤードのデジタル化・一体化の取組によって、住民サービスの向上・行政運営の効率化を合わせて実現していく視点ということでありまして、こういう取組については地方公共団体共同でシステム運営を行う枠組みということによって、個々の自治体の事務負担が軽減されて事業展開を行うことが可能になる部分があるということで、地方公共団体情報システム機構の取組について言及した上で、地方税共同機構、e L T A Xの取組について言及しまして、7ページの最後のパラグラフであります、地方税の納付にとどまらず、制度上、地方公共団体の判断により、公金の納付について幅広くe L T A Xを活用すべきであるとしております。

この点につきまして、資料2をお願いいたします。

その後の状況ということで御報告させていただければと思いますが、今月の初めに関係省庁連絡会議の決定を行いまして、公金納付のデジタル化について取組の実施方針を政府において取りまとめております。今後、この方針にのっとり地方公共団体に対して説明会や意見聴取などを行って、関係省庁で連携して要請をしていこうということであります。

1つ目のボックスのところではありますが、e L T A Xを活用した納付を可能にするものとしまして、普通会計に属する全ての公金についてe L T A Xを活用可能にしようということ。また、公営事業会計に属する公金のうち、水道、下水道についても対象にしましょうということであります。また、下のボックスであります、とりわけその中でも全国的に共通の取扱いとして重点的に要請する、全ての自治体での取扱いになるように要請していくというものにつきましては、今、地方税が行われていることに加えまして、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料ということを追加しまして、この3つを加えることによって取扱件数ベースで公金の9割がe L T A Xの対象になるということであり

ます。

加えまして、件数がそこまであるわけではありませんが、区域外に納付者が広く所在する公金についてはe L T A Xの活用のメリットが大きいだろうということで、公物の占有についての使用料としての性質を有する公金ということで、道路占有料とか、行政財産目的外使用許可使用料、これは庁舎の使用料をイメージしていただければと思います。こういったものを対象にするという方針にしているところでございます。

資料1に戻っていただければと思います。

7ページ一番下のところでありますが、この方針を踏まえまして、地方公共団体でも相当の取扱件数があるものとか、性質上、区域外にも納付者が広く所在するものなど、全国的に共通の取扱いとすべき公金の納付については重点的に要請を行って、全国どこからでも住民・事業者がe L T A Xを活用して公金納付できるようにすべきであるとしております。

(3)がデジタル技術を活用した意思形成ということであります。

8ページの第2パラグラフからでありますが、フロントヤード・バックヤードのデジタル化によってデータが利活用・分析しやすくなって、その結果として潜在化していた課題の発見・解決につながり得るのではないかということ。

次のパラグラフでは、生成A Iなどの業務利用について、セキュリティなどのリスクには万全を期した上で、国が優良事例の横展開の支援を行う必要があるのではないかということ。また、住民がデジタル技術を活用して地方公共団体の意思形成に参画していく意識を高めることにもつながるのではないかということにしております。

3に行っていただきまして、国・地方におけますデジタル化の共通基盤・共通機能についてであります。デジタル技術の活用については、従来から共通的なインフラアプリについては市町村や都道府県の区域にかかわらず、広域全国で共通化・整備し、業務の効率化・高度化を図ってきたわけでありますが、今後も国・地方が連携して、この方向をさらに推進していく必要があるのではないかということであります。

次の次のパラグラフであります。地域の課題解決を行う先駆的・革新的なアプリケーションのうち、多くの地域で有用なものについては地方公共団体間で容易に横展開されるようにする必要があるのではないかということであります。

最後の行からが、クラウド上の情報を参照することによる情報共有について、9ページにかけてであります。こういった取組が従来はあまり行われてなかったものであるという認識を示した上で、第3パラグラフであります。国・地方公共団体が共通のクラウド上にそれぞれの情報を保存しまして、お互いに情報にアクセスできるようにするということが重要であるとしております。

4が情報セキュリティとデジタル人材ということであります。

9ページ一番下で(1)が情報セキュリティであります。地方公共団体が講ずべき情

報セキュリティ対策に係る指針を国が示すということと、地方公共団体に対しまして情報セキュリティ対策の方針の策定義務及びその方針に基づく措置の実施義務を課すことをすべきである。その結果、事前の対策からインシデントの発生時の対応まで適切に対策を講じることが必要となるが、この取組を通じて地方公共団体の対策の実効性を担保するための措置を検討することが必要であるということでもあります。

10ページであります。デジタル人材の確保・育成でありまして、この点につきましては①から③で様々な形のデジタル人材が必要だということに言及しまして、③では全ての職員が一定以上のデジタルリテラシーを持つようにすることが大事だということについて言及しています。最後の文であります。具体的には国においてデジタル人材の育成・確保に係る指針を策定し、職員の育成、外部人材の確保、都道府県や指定都市などによる一般市町村の支援などを促進することとすべきであるということにしています。

第3からが地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携であります。

1が地方公共団体相互間の連携・協力でありまして、(1)の第3パラグラフは、これまでの議論を踏まえまして、関係市町村が政策形成に積極的に参画することが大事である。その方策としまして、市町村の自主性・自立性を尊重することを前提とした上で、例えば関係市町村間で連携協約や協定に合意形成過程のルールなどを記載しておくことも考えられるとしております。

11ページに行ってくださいまして(2)の公共施設の集約化・共同利用についてであります。第1パラグラフの5行目からであります。各地方公共団体間の取組だけではなくて、他の地方公共団体と連携して集約化・共同利用、長寿命化などに取り組んでいくことが効果的であるということですが、合意形成のハードルが高くて十分に進んでいないという認識であります。その上で、市町村間の広域連携において、こういった取組に積極的であることが期待されるということでもあります。

地域によっては都道府県が調整や事務局機能といった役割を担うことで円滑に進んでいる事例も見られるということで、都道府県には自らが市町村と連携して所有施設の集約化・共同利用に取り組むこととか、広域自治体としての役割を発揮して、市町村間で合意形成が円滑に進むよう助言・調整・支援を行うことが期待されるとしております。

12ページ、専門人材の確保についてでありまして、この点は最後のパラグラフでありまして、いくつかの市町村支援、都道府県が専門人材を確保して市町村支援を行うスキームがあるわけでありまして、そういう制度の射程により生じる市町村側の懸念とか、ほかの専門人材の確保についてのニーズを踏まえると、国は現行制度の課題やニーズに対応した市町村支援の方策についても検討する必要があるとしております。

(4)が地域の未来予測の作成及び目指す未来像の議論ということでもあります。

第2パラグラフであります。地域の未来予測は精緻な予測を立てることが目的ではないのだということでありまして、地域の課題に気づきを与えて目指す未来像の議論の材料を提供することに意義があるのだということでもあります。

その次のパラグラフでは3 2次地制調で提言をしているわけですが、現時点での作成事例が少数であるということで、その次のパラグラフであります。国は作成状況を踏まえて、作成手順とか、どういう効果があるのかということの周知とか、事例のデータベース化などの支援を行うべきであるとしております。また、目指すべき未来像の議論ということについて、視野を広げて地域のよりよい未来とか、魅力ある地域づくりに向けた施策などを含めて、前向きかつ活発に議論が行われることが期待されるのではないかとしております。

1 3 ページ、公共私連携ですが、この点は最後から3 番目のパラグラフ、連携・協力のプラットフォームは地域社会の様々な主体に対して開かれた取組であることが必要であるということで、組織の運営方法について、民主性・透明性が確保されることを求められるほか、その前提として構成員について開放性が担保されることやブリッジ人材などの活用も考えられるとしております。

市町村で一定の団体を条例に位置付けて意見具申などの役割を与えている事例が見られているということ、こういった実情を踏まえて、法律上もその位置付けを明確化することができるようにして環境整備をしていくということが考えられるのではないかとということ、また、位置付けを明確にする場合には、その要件や支援の具体的な方法については、地域の実情に応じて市町村が定めることが考えられるのではないかとということでもあります。

(2) の地域コミュニティ活動の持続可能性向上であります。この点についてはデジタル技術を活用することにより持続可能な活動にしていくということと、自治会・町内会などについて行政協力業務の負担感が強いということ踏まえた他業務の棚卸しの必要性について指摘をしているものでございます。

第4 が、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応ということでもあります。

1 番目で、まず、問題の整理をしています。問題の所在ということで、内閣官房の有識者会議の指摘なども踏まえて様々な課題の整理が行われているとしていまして、情報共有・コミュニケーションの課題が第2 パラグラフ、第3 パラグラフ以下が役割分担についての課題を整理しております。

1 5 ページの第2 パラグラフであります。とりわけ役割分担の課題の中では、個別法が想定しない事態に相次いで直面した結果、国と地方の役割分担がこうした事態に十分対応していなかったと評価しなければならないと記述させていただいております。

次のパラグラフは自然災害についても同様な課題があったということ、その次のパラグラフでは必要な職員の確保についての課題の整理をしております。

その次は、個別法は備えるべき事態を適切に想定し、必要な規定を設けて見直しも繰り返されているわけですが、今般のコロナ対応や近年の自然災害の発生状況は個別法において想定されなかった事態が生じること、こういった事態であっても国と地方が連携し、総力を挙げて取り組む必要があることを改めて認識させるものであったということに

しております。

こういった課題を踏まえて、個別法において備えるべき事態を適切に想定した上で必要な規定が設けられるということを前提とした上で、次の4行目になりますが、地方自治法が定める国・地方の一般ルールのあり方について見直しを行う必要がある。その際には、こうした事態において国などが果たすべき役割を適切に規定する必要があるけれども、地方公共団体が果たすべき役割との分担が明確になるように、その具体的な役割に応じて規模・対応などを踏まえた要件の手続を設定する必要がある。

また、国民の安全に重大な影響及ぼす事態における国・地方関係の一般ルールについては、地方分権一括法により設けられた現行の一般ルールの規定に影響を及ぼすことがないように、特例として明確に区分した上で設けられるべきであるとしております。

2が情報共有・コミュニケーションの課題と対応であります。

(1)が現行制度の説明でありまして、(2)で柔軟化の必要性について言及していきまして、第1パラグラフは現行制度の運用によって様々な対応が行われてきたということで、情報システムによる対応、リエゾン派遣、1対1の連絡体制など、こういったこれまでの取組を紹介しまして、こういった取組は有効であって、今後も参考にすべき取組であるとしております。

次のパラグラフでは、現在、国から地方に対して技術的助言・勧告を行うために資料の提出を求めることができるとされております、地方自治法上の資料提出要求についての課題に言及した上で、最後の文であります、国による事態対処についての基本的な方針の検討とか、国が直接講じる措置、あるいは自治体に対する助言や指示を適切に行うことができるように、自治体に対してこういう目的でも資料や意見の提出を求めることができるようにするべきであるとしております。

他方、自治体からは、国から膨大な通知が発出されたということで、こういった課題とか、あるいは17ページに行ってくださいまして、法的性格が不明である通知があって現場が混乱したということが指摘されておりますので、まずはデジタル技術を活用しまして、自治体が重要度や関連性を踏まえて最新の情報に容易にアクセスできるようにすることが求められるとしまして、また、リエゾンとか1対1の連絡体制なども活用しまして、双方向のコミュニケーションの確保というのが重要ではないか。また、通知については自治体の自主性・自立性に配慮した上で、法的性格を適切に区分して明示するなどの工夫をすべきであるとしております。

3が役割分担の課題と対応であります。

(1)が個別法が想定しない事態における国の役割ということで、①が現行制度、②が国の補充的な指示としております。このパラグラフの7行目からになりますが、国と地方公共団体との間で緊急を要する場合を除き、必要に応じて十分な協議・調整が行われることを含めて、迅速で柔軟な情報共有・コミュニケーションが確保されることを前提として地方公共団体の事務処理が違法等でない場合であっても、国が地方自治法の規定を直接の



根拠として、地方公共団体に対して必要な指示を行うことができるようにするべきであるとしております。

この点について、前々回に総括的論点整理を議論させていただいた際に、この補充的な指示権がどういう場合に想定されるのかということについて、感染症法の例を挙げて御説明をさせていただいた際に、令和3年の感染症法の改正で「緊急の必要がある場合において」とされていたものが、「特に必要がある場合」と改正されたことがありまして、これを保健所から感染状況のデータが提供されなかったということを立法事実とするものであるということを説明しまして、こういう場合も補充的な指示権の発動が考えられるのではないかと説明をさせていただいたところ、この場では、それはどちらかということ、今回のソリューションとしては情報共有・コミュニケーションによって対応するものではないかという御指摘をいただきました。その点については、そのとおりであると考えております。

厚生労働省に感染症法改正の経緯を確認させていただきましたが、令和3年の改正で「緊急の必要がある」というのを「特に必要がある」と改めたのは、保健所から感染状況のデータが提供されなかったと、これが立法事実になって緊急の必要があるという場合だけではないので広げた、そこは事実であると確認させていただきました。ただ、今回の議論の中では国の補充的な指示ということではなくて、情報共有・コミュニケーションの改善という、この前のページの問題として対処すべき事例だと認識をしておりますので、提出させていただいた際に例として挙げたものとしては、そこは撤回させていただくと思っております。

戻らせていただきまして、17ページであります。地方公共団体に対して必要な指示を行うことができるようにすべきであるとしておりまして、その上で、国の市町村に対する指示であります。これは都道府県が経由して行うほか、様々な事態に迅速・柔軟に対応できるように、直接市町村に対して指示を行うことを可能とすることが望ましいということでありまして、この辺は地方からのこれまでの意見を踏まえたものでございます。

こういう指示を行う際の要件・手続については、国・地方、それぞれの役割が適切に果たされるようにする必要があるということでありまして、新型インフル特措法とか、災対法などの要件・手続が参考になるということでありまして、要件について次のパラグラフで記しております。その次のパラグラフでは手続について閣議決定を経て行うものとするのが適当であるとしております。

なおのパラグラフにおきましては、この専門小委員会でも何度か議論が出ましたように、こういう補充的な指示権が行使された場合、どういう事態において、どういう国の役割が必要とされたのかという観点から、個別法における規制のあり方について議論の契機とされることが期待されるとしております。

(2)につきましては保健所事務などの規模・能力に応じて市町村が処理する事務を含めた調整についての都道府県の役割ということでありまして、①が現行制度ありまして、②が都道府県による事務の調整ということでありまして。

19ページの3行目からであります。国が所要な調整を行うほか、都道府県において必要な調整を行うことが考えられるとしておりまして、このため、個別法において都道府県による所要の調整に関する規定を適切に設けるほか、こうした規定が設けられていない場合であっても、都道府県が直接処理する事務と規模・能力に応じて市町村が処理する事務との調整を図る必要があると国が認める場合に、国の指示によって都道府県が調整のために必要な措置を講ずるものとすべきであるとしております。

また、なお書きで、国が自ら調整するのか、都道府県が講じるかについては適切に判断される必要があつて、地域の実情に応じた調整が行われる必要がある場合には国の指示によって都道府県が措置を講じる。一方で、人口・都市機能が高度に集中する大都市などの事務を含めて全国的な視点に立った調整が必要な場合には、国が自ら措置を講じるなどの対応が考えられるとしておりまして、この辺りもこれまでの地方の意見を踏まえたものでございます。

(3)は都道府県の区域を超える調整ということでありまして、これまでの議論そのままでございますが、関西広域連合からの御提案を踏まえまして、関西圏につきまして、これまで連携や取組をより深化させることが期待されるということでは止めておりましたが、国の協議の相手方としての位置付けについての要望もありまして、東京圏と同様の枠組みの活用も考えられるということも付記したものでございます。

20ページ、4が必要な職員の確保の課題と対応ということでもあります。この点についても最後のパラグラフでありまして、個々に相手方と調整することが困難である場合に、国が地方公共団体間の応援や職員の派遣の調整の役割を担うことを明確化し、応援の要求指示や派遣のあっせんを行うものとすべきである。また、実効性確保という観点から、災対法などと同様に、それらに応じる余力がない場合などの正当な理由がある場合を除いて、この辺は先日のヒアリングを踏まえた記述であります。地方公共団体は応援や派遣を行わなければならないものとするということが考えられるということにしております。

以上でございます。よろしく願います。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして御意見等がございましたらお願いいたします。個別の細かい文章表現等につきましては、後から事務局の方にお寄せいただくことにしていただければと思います。この場では全体で意見を交換しておきたいという事柄を中心に意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 素案をおまとめくださり、ありがとうございます。

総括的論点整理で私が主として申し上げたところは意見を基本的に踏まえていただいたと思っておりますし、若干私の方で混乱していた18から19ページのことはお考えがよく分かりまして、私もなるほどと思いましたので、それはそれで結構でございます。

若干違うところでお伺いしたいところがございます。それは6から7ページのバックヤ

ードのデジタル化の話ですが、7ページの途中からフロントヤードとバックヤードのデジタル化を一体的に取り組むとなっており、これはバックヤードだけではない話になってございます。そこで、内容に関して追記は難しいと思うのですが、どうしてこうなっているのかを聞いておきたいことがございます。すなわち、フロントヤードは各地方公共団体が勝手にというか、頑張っって自分でやれという書き方になっている。バックヤードそのものについては標準化システムの話、標準化の話で国がやる話になっています。国がいわば標準システムを示すとか、国が自分で関わってくる。

ところが、フロントヤードとバックヤードのデジタル化を一体的に取り組むという問題になりますと、J-LISとか地方税共同機構という、いわば第3のアクターといいますか、地方公共団体が自分でつくったということになっている共通の機構が主として出てくる。経路依存的には分からないではないのです。地方税の方は詳しくないですが、住基ネットに関して言えば、住基ネットが地方公共団体それぞれの住民基本台帳関連で作られたもので、地方公共団体の自治事務を基礎に、地方公共団体がいわば任意につくった普通の法人だったJ-LISが、その後マイナンバーもやることになったので独立行政法人化され云々という話は聞いているので、その勢いでいくと、ここはJ-LISの仕事、国の仕事ではないということになるのですが、そういう分担のあり方が適切だということを書けるかどうか、書いてあったほうが何でこうなっているのかと正当化できるのでいいような気がします。ただ、大きな論点ですので難しいかもしれません。

書けないとなると、私の危惧はどさくさに紛れて外部の外郭法人みたいなのに仕事をまた与えて保護しようとしているみたいに変な解釈されても困るなというのがあって、何でこうなってしまうのかを少し説明することができればやれないかというのが一つ、それがもしできるのであれば、論点としてフロントヤードの話、バックヤードの話、それから、両者の一体化の話なので、ここは独立の節にできるのではないかという気も読んでいた次第です。

それから、言葉の問題かとは思いますが、皆さん手を挙げておられないのでどさくさに紛れて言うことにします。12ページの地域の未来予測なのですが、その中の最初の段落で、地域の未来予測を作成することにより危機感を共有しとあるのですが、これは総務省の考えている希望が出すぎではないか、持つべき感情まで強調していただく必要はない、要するに将来像を共有してもらえればいいのではないかと、そこはもうちょっとニュートラルにされたらいかがですかという気がいたします。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

第1の点についていかがですか。

それでは、植田さん、お願いします。

○植田住民制度課長 住民制度課長でございます。

太田委員から、バックヤード・フロントヤードの両方について取組を進めていく場合に、

途中から J-LIS に関しては国もその運営に関わっていますが、地方公共団体が共同で運営する機構で処理をしていることについて、経路依存的には理解ができるけれども、それが適切な方法かどうかについて、書けるのかという御指摘がございました。

このデジタル化の取組については、4 ページに基本的な考え方を示させていただいております。4 ページの真ん中辺りの段落で、最初は昭和 30 年代、それぞれの団体が創意工夫して電子計算機を導入しましたが、その後、平成に入って情報通信ネットワークの利用が拡大されるようになってきて、住基ネットなり LGWAN という地方公共団体相互間のネットワーク化というものが進められてきた。その後、国の事務・地方公共団体の事務の双方に役立てるという趣旨からマイナンバー制度がスタートしていますが、そこでは国・地方公共団体が共通のシステムを使うようになっていきますし、更には、共通性の高い事務について 3 2 次地制調で御指摘いただいたシステム標準化に向けて、標準を国として作っていく、制度を作った国がシステムの機能のあり方やデータのあり方についても地方公共団体の意見を聞きながら決めていくというように、変わってきたものと認識しております。

フロントヤードのデジタル化ということにつきまして、先ほど委員からの御指摘では、各団体に基本的に任せているのではないかということで、今の記述ではそういう部分が確かに多いですが、実際には、国・地方共通のマイナンバーカードやマイナポータルを活用して、フロントヤードのデジタル化が図られる部分というのは、割合としてはかなり大きいと思います。

もう一つは、フロントヤードの改革の中で、例えばコンビニ交付については各団体が実施するかどうかを決めていただいておりますけれども、共通の基盤を J-LIS 等で整備しているという状況がございます。これまでの歴史に加え、今後の進め方としても、地方公共団体がある程度協働して仕事を進めていくことが適切ではないかと考えられる中で、こうした記述を加えさせていただいておりますので、先ほどの御指摘を踏まえて、さらに書きぶりを検討することは可能と考えております。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、少し整理をすることにしたいと思います。

1 2 ページの方は表現として例えば課題の認識を共有するとか、そういうことでしょうか。ここで言いたかったことは、地域にとって夢とか希望とか、いいことだけを示すのではなく、どういう問題があるかという認識をはっきりさせる必要があるということだと思いますので、課題とか問題の認識の共有という感じにするのですかね。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 たくさんの議論があった中で答申をまとめていただいて、本当にありがとうございました。素朴な質問も含めて何点かお伺いをしたいです。

今更感があるのですけれども、こちらの章立てのところ、第 1 は基本的な認識となっていて、第 2 がデジタル・トランスフォーメーション、第 3 が自治体間の連携・協力、公

共私、第4が大規模災害、第3が第2と第4の間に挟まっているというか、第2と第4は今回のまさにコロナの経験を踏まえたもろもろの課題に対する対応であって、第3の方は問題意識のところ、事務局の方も1ページの真ん中より下のところに書いてくださっていますけれども、新型コロナの感染拡大前からの状況を踏まえた普遍的な対応というか、そういった話だとすると、順番はどうなのかなというのが少し素朴な疑問としてありましたので、どういうお考えでこういう順番にされているか、論点整理ももともとこういう順番ではあったのですけれども、お伺いできるとありがたいかと思います。

あと、先ほど12ページの地域未来予測のところの危機感の共有という御指摘があったところですが、個人的には、12ページの(4)の第1段落のところですが、例えば中長期的に見通すのは誰なのか、また、危機感を共有するのは誰なのかというような点を、もう少し明らかに記述できるとより良いかと思いました。これまでの議論を踏まえ、自治体だけでなく住民とか、色々な関係者の人たちが、まさにこの問題意識を共有して今後のことを考えていこうというような位置付けの仕組みであると理解をしております。誰が共有し、誰が見通すという点については、ここの場でずっと議論を追っていると、そのニュアンスはみんな共有できているかと思うのですけれども、この答申を更で読まれる方を念頭に置くと、一体誰が共有して、誰が見通すのかということがより明確な方がよいかもしいないかと思いました。

それから、この辺りの書きぶりで少し気になったのは、「等」というのが割と多発しているように見受けられた点です。例えば12ページの(4)の第1段落のすぐ下のところに、「計画等とは異なる」と記載されていますが、この「等」は一体何なのだろうと思ってしまいます。それから、次の13ページの下から9行目のところ、これは、今回の公共私の連携の部分における一つの新しい要素として出ているところだと思うのですけれども、「組織の運営方法等については」と書かれていて、この「等」は何なのだろうというところで、願わくば、あまり「等」は多用しない方が、読み手にとってはメッセージが正確に伝わりやすいかと思いました。

次に、第3の地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私の連携というのは、32次地制調から続いている問題意識だと思いますけれども、まさにここの場にずっと参加していて、議論の流れを追っていると、32次地制調から比較した場合に、ここが加わっているな、ここが発展しているな、というのはよく分かるころではあるのですが、初めて答申を読む人から見ると、32次地制調で言ったことと比べて何が深まって何が発展しているのか、現状だと少し分かりにくいかもしれないかと思いました。

最後に、14ページの第4のところ、補充的指示権に関わる話というところです。この記述については、事務局も、色々な意見を踏まえて非常に神経を使われて書かれたのだなということがよく伝わってまいりました。一方で、色々な思いが込められすぎて、若干話が渋滞しているようなところもあるように思われます。文章が長くなっているように思われますので、少し読みやすくしてもいいのかなと思います。例えば17ページの②の

真ん中辺りのところに、緊急を要する場合を除きというところがあるのですけれども、これがその後の文章のどこに係っているのか、など、人によって解釈が違わないようにした方がいいのかなと思いました。

また、17ページの3の(1)②の部分について言うと、2行目のところで、「国と地方公共団体が適切に役割分担して対応することが求められる」と書かれているのですけれども、「適切に」という表現で、ニュアンスがきちんと伝わるかどうかというのは、少し検討の余地があるかなと思いました。ここで前提となっているのは、まさに個別法が想定していない事態が生じている場合に、迅速に対応する必要があるということです。そのようなことだとすると、「適切」というだけでは、その時に緊急に確保する必要がある「適切な」役割分担なのだ、というようなニュアンスが十分に伝わらないかもしれないと思いました。

話が前後してしまって恐縮ですけれども、以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

最初の構成の点はいかがですか。

○田中行政課長 ありがとうございます。

構成について御指摘いただきまして、1ページが分かりやすいかと思うのですけれども、デジタルと広域連携、公共私の連携というのは、32次地方制度調査会のときにも、今後の人口減少とか資源制約ということを考えてときの対応として、今後の人口減少社会を見据えたときのソリューションとして一体的に議論されてきた経緯があったと思います。その中でもデジタル技術の活用というのは新たな技術を活用して問題を解決していく有効なツールになるのではないかということで、注目されて最初に置いている。それ以外の課題について、地域や組織の枠を越えた連携ということで次に持ってきている。

その上で、大規模な感染症とか、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応というのは、特殊な事態における国と地方の連携の話でありますので、前の方に持ってくるよりは、一通り今後の地方制度のあり方について議論した後に、特殊な事態への対応として取り上げるべきテーマではないかなと考えまして、一番後ろに持ってきているということであります。

それから、等が多い、文章が長いという御指摘については真摯に受け止めさせていただければと思います。

あと、いくつか広域連携の部分のパートについて補足いたします。

○原市町村課長 御指摘ありがとうございます。

もともと主語のところ、最初に御指摘ありました未来予測を作成し、共有しという主語がはっきりしないというのは、もう少し分かりやすいように表現ぶりを検討したいと思います。言いたかったことは、地域の未来予測をつくるのは多分地方公共団体でつくって、それを住民と共有して、さらに言うと、問題意識を共有した上での目指すべき未来像を議論していくというところで、ここで色々なプレーヤーが関与してきて目指す方向をはっきり

りさせていく。それを吸い上げて昇華して政策に反映してくという大きな流れだと認識しております。そうした中で、共有化のところはどうしても前半に出ていますので、この辺は分かりやすくなるように文章の整理をしたいと思っております。

それから、等のところは先ほど田中課長から申し上げさせていただいたとおりなので、明記できるものは明記し、そうでないものは少し落としていくというような形で全体を整理したいと思っております。

また、32次地制調との関係の話でいきますと、例えば12ページ目の下から2段落目ぐらい、国が従前からと、これからどういう対応が必要だというようなことで書き分けたりはしているつもりではあるのですが、32次地制調の今までの動き、それから、新しい部分がどこなのかみたいなのがもう少し分かりやすくできないか、表現ぶりについては検討したいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

12ページは、末尾には公共私が多様な主体の関心意欲を高め云々ということが出ているので、もう少し前の方にアクターを明示することが考えられるかもしれません。

日本の法律のタイトルにも等が入っていたりするので、あまりよくないと言っはいいけないですが、気をつけて、できるだけ見直し、なるべく使わないようにさせていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

荒見委員、お願いします。

○荒見委員 大部な素案の作成、どうもありがとうございます。

文言の内容でないかどうか、自信がない部分もあるのですが、とりあえず気づいた点を指摘させていただければと思います。

1つ目が、2ページの基本的な認識のところですが、DXの話、第1にという下から2段落目のところなのですが、この答申の全体を読んでいると、業務改革とか業務改善という言葉が何度も出てきて、それらが必要なのは分かるのですが、どうしても行政側の都合がすぐ出ているなというのを感じてしまいました。特に2ページの第1の paragraph のところで、DXを進めていく上のところで、業務改革のことがあると思うのですが、多少住民の視点、住民にとってもよくなるからこそ進めていくというニュアンスをもう少し練り込んだほうがいいのではないかなと思いました。

2つ目が、同じく基本的な認識のところの3ページです。これはもしかしたら私が引っかかっているだけかもしれないのですが、最後のその上で第1から第3までの対応に共通する点としてというところで、基礎自治体と広域自治体と国の果たすべき役割と、それぞれの役割が十分に果たされる観点が云々とあると思うのですが、結局ここでいう役割というのは何だというのが、読んでいくと引っかかります。

特にその後のところで、市町村が基礎自治体として住民の暮らしを支えていく役割というところがあります。「その役割をあらゆる局面において市町村に求めることが適当では

ない」という文章があり、そこでまた色々役割を書いてくるのですけれども、この文章は結局、DXにおいては、都道府県と基礎自治体もあるとしても、国と地方の役割のあり方が変わった、変えていくということなのか、DXにおいても今までどおりの役割なのだけれども、多少サポートしやすい感じにしていくのか、つまり役割分担のあり方が変わっていくのかどうなのか、別にそういうつもりもないのか、でも何かは変わるのか、色々に読めてしまい、どういうことだろうともやもやとしたというのが3ページのところです。

それから、中に入っていったら、6ページの第2のデジタル・トランスフォーメーションのところですか。しつこく何度も申し上げて申し訳ないのですけれども、ここに関しては6ページの頭の辺り、住民の利便性を維持・向上させるため、行かない、迷わない、待たない、書かないという話があります。

ここに関しては、窓口に行かないでなるべく手続を省力化したい大多数のマジョリティーの住民を想定されていると思うのですけれども、例えば高齢者とか、一時的に子育てとかで忙しかったりする人とか、もっと支援が必要な人とか、もちろん下の方では特に支援を差し伸べる人とか、配慮が書いてあるのですけれども、利便性だけではなくて、DXを使うことでアクセシビリティというのですか、それを使うことでより利用できるとか、利便とは違うアクセスのしやすさみたいなのところ、ハンデがある人がアクセスしやすくなるというようなニュアンスをいれて、住民全体、配慮が必要な人に対しても配慮しているというニュアンスをもっと出してほしいと感じました。

次はデジタル技術を活用した意思形成のところですか。ここも私がついていけないだけだったら申し訳ないのですけれども、意思形成というのは、熟議、つまりきちんと議論して意思形成していくこととか、世論みたいなたくさんのデータを集めて見ていくみたいな色々なタイプがあります。ここに書いてあるデジタルを使って情報を集めていく、意思表示をしていくみたいなのところは、どちらかというとなら後者の方、つまり、話し合うという意味では意思形成なのだけれども、数を集めてといえればいいのか、そういう意思形成なのかなと思ったので、どちらかというとならここは意思形成をしていくというよりは、意思形成のためのエビデンスを提供していくということなのかなと思ったのです。私の理解が違っていたらすみません。意思形成と書くだけでいいのか、もう少し細かく区別しながら論じなくていいのかなと思ったというのが4点目です。

最後が、未来予測について、既に何人かの先生からも御指摘があったのですけれども、アクターの件もそうなのですし、いきなり危機感を共有してほしい、という話にしてもそうなのだけれども、まずいところを共有してという話は、もちろん重要だと思うのですけれども、12ページの一番下の段落にあるようなさらにシェアを広げて、よりよい未来や魅力ある地域づくりに向けた施策という、前向きに議論していくために使うというところをもう少し最初の方に持っていったほうが、自治体としては、より取り組みやすいかなという印象を持ちました。

具体的には、もちろん危機感の共有も大事だと思うのですけれども、それに加えて未来



のための議論をするというところをもう少し前に持っていくと、アクターの件もあるので（４）の２段落目に書いたほうが取り組みやすいかなという印象を持ちました。

以上５点になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

少し多くなりますので整理したほうがよろしいですかね。

２ページは少し表現を工夫するというところでよろしいですか。何かございますか。

○田中行政課長 ２ページは結構ですけれども、３ページの役割分担のところをよろしいですか。役割分担のところを御指摘をいただきまして、ここは基本的な認識のところを全パートに共通する部分を横串を刺してお示ししています。あまり細かいところを書いていくと長くなりすぎますので、そこは後ろの方を参照していただきたいということです。

先生から御指摘があったDXについて言うと、役割分担が変わったか、変わっていないか、そこは後ろの方で出てくると思いますが、デジタル技術の特性ということが書き出し、デジタルパートになっていって、デジタル技術の特性ということから広域的な対応、全国的な対応ということがメリット、効果を発揮するという性格があって、全国的な規模、全国的な視点で取り組むべきものは国の役割とか、その考え方は変わっていないと思いますが、それをデジタル技術に当てはめたときに、国や都道府県、あるいは地方公共団体が連携して取り組むべき領域が広がっているのではないかというのが、デジタルパートの記述ではないかと考えております。

○荒見委員 デジタルパートの部分は見方が変わるけれども、ほかは変わらないというわけでもないのですか。

○田中行政課長 例えば、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態とか、広域連携とかでしょうか。

○荒見委員 そうです。

○田中行政課長 広域連携の部分については、3 2次地制調とは考え方は変わっておらず、例えば基本的な考え方は共通であります。公共施設の集約とか、専門人材の活用とか、そういう難易度が高いものについて都道府県が果たすべき役割、国が果たすべき役割ということについて重点的に記述がされていると思います。国民の安全に重大な影響を及ぼす事態ということについては、法律上の国、都道府県の役割が明確になるので、そこは役割が変わることだと思えます。運用上は国が当然やるべきではないかということで対処されてきたこと、あるいは都道府県も対処してきたことについて、法律上、その役割を明確にさせようということではないかと思えます。そこは後ろの方のパートで出てきます。

○荒見委員 分かりました。

○山本委員長 ありがとうございます。

６ページの部分と８ページの意味形成という話、それから、１２ページは前向きかつ活発なという方をもう少し強調したらという話ですけれども、お願いします。

○植田住民制度課長 ６ページと８ページの部分について申し上げます。

6 ページのところのアクセシビリティについて、もう少し配慮した表現をしたほうがいいのではないかという点、そこは工夫させていただきたいと思います。

8 ページの意思形成のところは意思形成そのものなのか、意思形成のためのエビデンスを集めるような話なのかということですが、ここの記述を御覧いただきますと、結局両方の部分が入っているものと考えております。8 ページの最初の段落で例示もさせていただいております。データ解析による窓口業務の改善とかの部分はまさにデータでありエビデンスであるという形ですが、地域の多様な意見の集約とか、この中で「住民が」で始まっている4段落目の中に、プラットフォーム等を通じて直接色々なニーズについて意見を聞いているところもございますので、そういうデジタル化できる定量的なデータと、定性的なデータが両方あるものと考えているところでございます。

○原市町村課長 12 ページ目の地域のよりよい未来のところは、基本的に(4)のところ、未来予測と未来像の議論というのは、きちんとこの委員会でも分けて、議論に重点を置くべきだという御指摘がずっとされてきたと思います。その意味で、実は分けて書いておりますので、前にいるのがいいのかどうかというのは、よく検討させていただきたいと思います。

一方で、こういう前向きな話でハードルを下げるのが重要だという御指摘は何人かの先生からいただいておりますので、少し広げられるかどうかは検討してみたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員 大変よくまとめていただいたので、あまり細かい点以外はないのですけれども、1 点気になったのは、4 ページのデジタル・トランスフォーメーションの基本的な考え方の1段落目で、「地方行政のデジタル化を進めていくことは、地方自治のあり方や、国・都道府県・市町村の間の関係性に大きな影響を与える可能性がある」というのは、誠に重要な問題提起だと思うのです。ただ、その後が、そもそも論で経緯の説明になってしまったので、地方行政のデジタル化を進めるうえで注意しないといけない点が、次のページ辺りに書いてあるのですけれども少し何か紛れてしまった。

このメンバーで議論している分には、みんな経緯が分かっていますから全く問題ないのです。けれども、例えば先ほど話題になったデジタル行財政改革会議とか、違う舞台がいっぱいこれからも出てくると思うのです。そこで議論するときには何を重点的に、我々でいうと自治の基本だとか、分権改革の経緯だとかを十分踏まえてやらないといけないというのは当然頭に入っているのですけれども、その辺が心配かなということが気になります。

そういう意味では、もちろん私も利便性・効率性の向上を進める上ではどんどんデジタル技術を取り入れるべきだということに異論はないのですけれども、そういうデジタルの議論をするときに、基本的に国・地方の関係なので踏まえなくてはいけないというのはこういう点ですというのをもう分かりやすく書ければありがたい。ちょうど行財政改革会議

の方も12月中に中間報告をまとめるというような話もありますので、タイミングとしても悪くないので、総理の正式な諮問機関として、そういうデジタルの検討に当たっての地制調原則みたいなことを少し、場所はどこでもいいのですけれども、少しきちんと書けるようなことができないか御検討いただければという要望であります。

○山本委員長 ありがとうございます。

このところは基本的な考え方を明確にするということで、記述を整理したいと思いません。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 ありがとうございます。非常に内容の濃い案が出来上がっていて勉強になりました。細かい点まで非常に配慮されていると思います。

1つ意見があるとすれば、例えば10ページ目ですとか12ページ目にいわゆる専門人材の確保、育成・訓練といった言葉が出てきます。

ここで追加的に記述があっても良いと思いましたが、地方行政を様々な連携を通じて行うという場合に、公共私を超えて仕事ができるような人材、多様なセクター、仕事の仕方を横串でつなげられるような人材というのが求められているのではないか、という点です。

これからは柔軟に公と私を行き来しながら仕事をされるような方も増えてくると思います。自治体職員が公の仕事に希望とやりがいを持って能力を発達させていくことができるようにするためにも、外とのつながりを意識しながら人材を研修するといったのではないか。そういう視点もあるといいかなというのが1点目です。

もう一つは小さい点で恐縮なのですが、18ページの第3段落、いわゆる国が地方自治体に対して求めていく要件について。大橋先生が「等」という言葉はあまり使わないほうがいいとおっしゃったので、例を挙げるときに難しいというのはあると思うのですが、「離島等のへき地」というのは、迅速な対応が難しい地域の例だろうと推測します。実際には離島・へき地に限らず、原発など難しい施設があるとか、非常に特殊な事情を持った地域の問題に国が対応しなくてはいけない場合があると考えられるので、「特殊な地域」のような一般化した書き方もあり得ると思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

人材のことは、公共私のことだとすると、13ページの(1)に一番関わるのですかね。お願いします。

○原市町村課長 ありがとうございます。

御指摘の趣旨、もう少し分かりやすく書こうかなと思いましたが、そこは検討してみたいと思います。

一方で、先生の御指摘のところは多分、どちらかという専門人材というよりは公共私をうまくどうつないで、その受け皿をきちんとつくっていくかということかなと思ってお

りまして、市長会からもそういった場面でコーディネーターが重要という御指摘をいただいたので、実は13ページ目の下から3段落目辺りに、民間企業との連携など、官民をつなぐブリッジ人材の活用も考えられると、さらっと入れさせていただいています。ただ、ここはもう少し色々な視点で動ける人を確保していくというのは重要だという御指摘もありますので、もう少し工夫できないか考えてみたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

確かにブリッジ人材等の活用と書いてありますので、こういう人をどのように育成するかというか、こういう人の育成が大事だということですかね。

18ページは少し表現を考えていただく。これは具体例を想定して書いていますが、どれぐらい具体的に書くか、あまり抽象的に書いてしまうと分かりにくくなりますので、書きぶりを検討させていただきます。

それでは、土山委員、お願いします。

○土山委員 濃密に書いていただきまして、ここはこのように書いていただいているというところも色々あるのですけれども、それはまた別に提出するようにと委員長もおっしゃっていただきましたので、ここでは特に書きぶりに関わりつつ、内容の世界観というか、コンセプトというか、それに関わることを3点お伺いしたいと思います。

まず、1点目なのですが、13から14ページにわたるところで「様々な関係者と連携・協力して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、その位置づけを明確にすることができるようにして」と書いてあるところがございます。その前のところには、縮小していく政策資源の中で、これまで行政などが担ってきた様々な機能について、色々な担い手やプラットフォームのことが必要だと書いてあって、その気持ちはとてもよく分かるのですが、ただ、法律上も位置づけを明確にしてというのは、やや難しいところがあると思っています。

以前も申し上げましたが、そうした地域の市民社会セクターの主体、様々なセクターを越えて連携・協力していくような人材について、今、谷口委員からも言及がありましたけれども、そうした色々な人々や団体については、市民社会セクターの主体の特徴として、地域性が高く固有性が高く流動性も高いし属人性も高い、また、そうした組織化を必ずしも的確に進めていけるわけではないということが、それはセクターの特性としてどうしてもあるところでは。

また、企業も立ち位置や設立の経緯や属性の違うところで、ましてや地域においては、14ページの第4に入る手前のところで書いていただいたように、地域においては町内会・自治会なども色々担い手が少なくなっていることから、行政の協力業務の見直しも指摘しておられます。この14ページについては書いていただいて大変ありがたいなと思いつつながら読んでいました。

そうした中で、今、「法律上の位置づけ」ということを与えるというには、そういったところが局所的に、ある時期に成功するところはあるかもしれませんが、また、そうした

事例が積み重なっていくことによって、そのポイントはここだということが見えてくるかもしれませんが、まだ、様々な現場で様々な模索や経験を積み重ねていく段階であって、国が一律に基準化する、全国的に統一してこういう団体であるということを定めることができるという状況ではないのではないかと理解しております。

この部分、できますれば、法律上の位置付けを明確にするという前の段階、「こうした自治体や市民の活動の把握に努め、情報共有に努め、そうした先駆事例の展開を市町村とともに追っていく」というぐらいの書きぶりの方がよろしいのではないかなと考えているところでございます。

また、15から16ページにわたるところ、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態について、そのときに国と市町村の関係を考えるというところで色々書いていただいたところで、色々な御配慮が入っていると思います。その部分で言いますと、16ページに入った第1パラグラフの現行の地方自治法の一般ルールの規定に影響を及ぼすことがないよう、特例として明確に区分した上で設けられるべきであるということについては、そのように議論されていたと思います。

この一文を見て、15ページの最後のパラグラフのところを見てみると、全部読むと時間がかかってしまいますので、特に取り上げて言いますと、下から4行目、「地方自治法が定める国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係の一般ルールのあり方について見直しを行う必要がある」と書かれていまして、やや強い書き方がされているなど思っています。

ここでの議論のコンテキストとしては、一般ルールはもちろん尊重する、一般ルールは一般ルールとして存在していて、特定の状況のとき、それは特定の条件や手続で特定される特別の場合において一般ルールの例外を認めるということではなかったかと思っています。なので、この一般ルールを見直して違う一般ルールを入れるという書きぶりになっているのですけれども、地方分権、自治体の自主・自立性の前提というところは、一般ルールは一般ルールとして、特定の条件や手続によって特例だということが定められた場合に、特例として国の補充的な指示権などを認めるという書きぶりの方が、ここでの議論のコンテキストに合っていたのではないかなと理解するところです。

また、一般ルールは変わりませんという方が、色々な意味で誤解を招かないと思いますので、もし、よろしければ、そうした書きぶりを御検討いただきたいなと思っています。

それに関わりまして、具体的な条件や手続が書かれていまして、18ページの真ん中辺りには、その手続について書かれていて閣議決定と書かれています。ただ、地方自治法に規定されている一般ルールの特例として入るときに、行政の執行部の判断というところでの閣議決定だけでは、もう少し支えたほうがいいのではないかなと思われま。例えば前回も六団体から自治体との協議であるというような言い方で、自治体との協議ということが入ってきておりました。また、そうした協議が行われることは、そうした緊急事態における国と地方の情報共有としても非常に重要であろうと思います。

また、18ページの(2)の手前の部分の最後のパラグラフには、個別法における規定のあり方についての議論の契機とされることが期待されると書いてあって、この部分も私はよかったなと思って読んでいるところでございます。

そう考えますと、本来は個別法の見直しを不断に進めていく中で、こうした地方自治法における一般ルールの特例が必要な事態が起こらないよう、個別法を整備していくということが、順序としては望ましいというところになりまして、そうすると、そこには立法的な作用が関わってくるところでございます。そうしますと、ここで一般ルールの特例を確定するときに、閣議決定と書かれているのですけれども、何らかの立法府の関わりが必要ではないかと考えられます。

武力攻撃事態法の中にも10条の2項ですとか、22条の12項ですとか、武力攻撃は非常に瞬間的な緊急性の高いところですので、事後ということになってはいますが国会の関わりが書かれています。そういう文脈からも、この点については閣議決定よりも地方自治体の側、それから、立法府というステークホルダーが関わるような形で描かれることが、より実効性が上がりますし、国会が関われば、その後に、こういうことがあったら、この個別法は見直さなければいけないという議論を進めるという意味でも、それがあったほうが望ましいのではないかなと思っていますところでございます。

最後に3点目、20ページのところでございます。職員さんの派遣について書いてありまして、災害対策基本法では29条、30条で国による派遣やのあっせんということが規定されているので、それを念頭に置いて書かれたかと思うのですけれども、災害対策基本法の29条、30条も共に自治体の長、あるいは自治体の機関の求めに応じてということが入っている。おそらくそういうことを念頭に置いてはおられると思うのですけれども、この文章の中には誰が求めたときに国があっせんをするかということが書かれていないので、何となく国が何も言われなくても人のプッシュ支援を行うようなイメージで読めるところでもありまして、必要なのだということは誰の求めに応じてなのかということを書かれたほうがよいかと思えますし、それはおそらく災害対策基本法に書いてあるように、地方自治体の関わりなのではないかと理解しているところでございます。

以上、ここで申し上げたいのは3点でございます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

第1点については、13ページの終わりから14ページにかけてです。ここは地方公共団体が法律上に定められた制度を使いたい場合には使うことができるという意味です。それが14ページの冒頭にある「できる」というところでした、地方公共団体が取組をする場合に、必ず法律上の枠組みによらなくてはならないと想定しているわけではありません。

それから、14ページの3行目に書かれています、法律上の枠組み、法律上の制度も細かいことを定めるのではなく、基本的な考え方を示した上で要件や支援の具体的な方法は地方公共団体が決めることとされておりまして、その点について、何か紛れが生じるとすれば、少し表現を工夫したいと思えます。

これは余計なことですけれども、法制度は人の行動を縛るものとお考えになり、法制度は、要するに自由を制限する悪だと言われることが多いのですけれども、私はそれに対し、法制度は、むしろ行動を可能にする意味も持っているとお申し上げるようにしています。このところもそういうものと御理解いただけると、大変ありがたいです。

何かございますか。

○土山委員 今の委員長の御発言は本当にそうだなと思いながら伺っているのですけれども、地域の活動を色々見ておきますと、法律で書かれてこういう制度があって、これに基づくところなるということは、すごく大きな吸引力を持つところであるのです。その吸引力自体が、それが無い、ある意味で自由に任せられている場合と、また、違う色々誘因力になってしまう、本当に自由な取捨選択で、こういきますとなれたらいいですし、そういうところもありえるでしょうけれども、これがそういう一例だよということを法で示すことで、独自の吸引力が発生するところもあると感じているところでございます。

もちろん委員長がおっしゃるように、こういうことが可能なのだということで、自由な展開が促進されていけばすばらしいと思いますし、そうした書きぶりを是非御検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

○山本委員長 地方自治法の中には、逆にそのためにあまり使われていない制度もあって、これはこれで反省すべきですので、よく使われるように、しかし、強力で地方公共団体を一方に流さないようにという、その辺は難しいところですが、今の御意見を踏まえてさらに検討したいと思います。

18ページの閣議決定について、一つは国会との関係、それから、自治体との関係ですが、自治体との関係については17ページの終わり、文がどうつながっているか分からないという御指摘があったところですが、ここに十分な協議・調整が行われることを含め、迅速で柔軟な情報共有・コミュニケーションが確保されると書いてございますので、文章を整理して分かりやすいようにします。

それから、国会との関係については、ここでも議論をしたのですけれども、閣議決定は個別の事例を想定していますから、同種の事態が原因となって、色々な補充的な指示が行われるときには、その都度閣議決定を行うことを想定しています。それと同様にその都度、国会での承認等を得るのは、やや機動性に欠けるので、閣議決定を踏まえて国会で立法が必要かどうか、どのように立法するかも議論していただくという流れになるというニュアンスで書かれていると思いますけれども、何かございますでしょうか。

○田中行政課長 今、委員長から御指摘いただいたとおりでございますが、先生から御指摘のあった武力攻撃事態対処法の事例は、おそらく政府対策本部の設置のときの国会報告の規定だと思います。これは新型インフル特別措置法についても同じような規定がございまして、政府対策本部が置かれますと、様々な権限が政府に授けられるということがあるので、国会報告という仕組みになっているのではないかと考えています。

今回、議論されている補充的な指示は、政府に対する様々な権限の授けではなく、個別

法が想定しない隙間の事態における、個別の権限行使です。もちろん国会を含めて、様々な場で議論していただくきっかけにさせていただく必要があるだろうということで、今回素案を書かせていただいておりますが、一つ一つの権限行使について国会に対する報告を義務づけるということまですることは、機動性に欠けるのではないかという議論だったと認識をしています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 私からは、9ページ目のセキュリティ関連の前後で書き足すことができるか相談かなと思っているのですけれども、デジタル空間のつながりが強くなればなるほど寸断されたときのダメージが大きいということだと認識しております。何度か委員会でも意見が出たと思っていますけれども、セキュリティに限定したインシデントの話だけにとどめず、想定外の事態、災害などで寸断された場合の自治体のBPOなども策定をしていく必要があると考えます。現状、国か、地方自治体のいずれの役割か、現状認識を私は持っておりませんので、その点も含めて書く、書かないというところを御検討いただきたいというのが1点目になります。

2点目は、連携に関する地域の未来予測について、現状の書き方だと(4)のところで地域の未来予測とはこうだと書いていて、一方で、(1)のところで広域的な地域の未来予測について触れられています。もし、広域的に地域の未来予測をしていくことをより前進したいのであれば、この順でも構わないと思うのですけれども、どちらも選べるという観点なのであれば、もう少し前に地域の未来予測の位置付けについて触れた上で両方が流れてくるほうがきれいかなと思っています。

3点目はちょっと細かいのですが、15ページ目の災害のコロナ時の保健所の応援に関するところで書き足しをしてもいいかなと思っています、気軽に応援を呼ぶという類のものではなくて、各自治体でも工夫として体制の見直しや、外注などをうまく使った上で、それでもなお人が足りないのであれば応援をするという流れがあったように記憶をしております。そういった点は補足ができるのではないかというのが3点目です。

4点目は16ページ目になります。コミュニケーションの柔軟化のところ、これは私の勝手な印象となりますが、緊急時のリエゾン派遣など、もろもろの対応が結構アナログ感満載だという印象を持ちました。G-MISやHER-SYS、通知関連ではデジタルの記載がなされている一方、それ以外の面でも進化する必要があるのではないかと感じています。進化をする意欲を見せられるような書きぶりに何とかならないものかと思っていますのが16ページ目です。

最後、18ページ目の国の補充的指示の点です。先ほど土山先生からもあったところではあるのですけれども、仮に緊急を要する場合に閣議決定だけでももろもろが進んでいくのであれば、事後的な検証というのがセットであるということをも明記されるほうがいいので



はないかと思えます。仮に乱暴な権限利用が発生する場合に抑止にもなると思えますので、そういったところを一言加えられないかというところです。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

最後の御指摘ですけれども、ここで個別法のあり方について議論するということは、前提として事後的に検証することも含まれ、それが前提となって個別法のあり方を検討するということですので、書き加えることを検討したいと思えます。

第1点、第2点、第3点、それぞれ表現、あるいは文章の流し方等を検討させていただければと思えます。

第4点の人の派遣について、アナログ感満載なところが何とかならないかということと、それから、先ほど土山委員が指摘した最後の20ページについて特に触れなかったのですけれども、こうした派遣の問題について、総務省の側で何かいかがですか。

○細田公務員課長 先ほどの土山委員のお話、また、今の横田委員の方からもお話がございましたので、まさに求めに応じてというような書きぶりにつきましても検討させていただきたいと思えます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 大変詳細な答申に刺激を受けました。私の意見は3点ございます。

1点目は、3ページの2から3行目なのですが、デジタル化の中で物理的な空間において対応が必要な業務が残っていくという表現です。デジタル化が進むと、地方自治のデジタル化とは別に物理的な空間によってリアルな行政があるということだと思えるのですが、私は「残っていく」のではなくて、リアルな行政の中のデジタル化の部分が「増えていく」だけではないかと思えます。5ページではそのような言い方になっています。5ページの第2段落、他方でというところの最後のところなのですが、デジタル化が進展しても物理的な空間における地方自治の必要性は変わらないという、この表現の方がここは的確ではないかと思うのです。

これは先ほど岡崎委員が御発言されたことでもあるのですが、要するにデジタル化の中で地方自治というのはどうなるかと考えたときに、最もデジタル化が進んだ場合は、住民が自分でデジタル化された各地方自治体を選べることになるでしょう。リアルに住むその自治体に属する必要がない場合であるとか、あるいは個々のリアルな物理的な空間にあるインフラをその物理的な空間にある自治体が管理する必要はなく、ほかの自治体がデジタルに登録して管理しても構わない。例えば東京都の都道を北海道に登録することによって、ある区間を北海道庁が管理するという、それが究極のデジタル化だと思うのです。

そうではなくて、リアルな行政、物理的な空間において、そこに配置されている、あるいは居住している人や施設は、その物理的な空間における地方自治体に属するという、こ

の原則を変えないということが、リアルな行政における地方自治なのではないかと思えます。さもないと、隣近所の人々が別の自治体にデジタル空間で所属して、全くその地域の近隣関係が成立しなくても構わないことになる。これが究極のデジタル化された地方自治だと思うのですが、私どもはそういうことは考えていないはずですし、おそらく今後、私はデジタル化が進んでもそこは変わらないのではないかと。

そうだとした場合、デジタル化しても物理的な空間で対応が必要な業務は残っていくという表現、これは不正確であって、私はそこは事務局にお考えいただきたいのです。デジタル化された地方自治というものはあるとしても、それとは別にリアルな空間の価値は何かということを示して、デジタル化は其中で位置付けられるという、できればそういう表現を採っていただけないかと思えます。

つまり、VRとARということだと思うのです。全てがデジタル化されるVRではなくて、リアルな空間の中のどこかにデジタル化されたサービスなりが結局は残る。

なぜかという、全てデジタル化された先ほどのようなケースだと、私は地方自治体が国の業務の一支店といいますか、一部局にすぎなくなってしまうのです。物理的な空間にあるということ、そこに配置されている、物理的な空間に位置取られているということが、デジタル化の中でなおかつ維持されるべき地方自治の制度理念であると思えます。

2点目は、個別法が想定しない事態という、想定という言葉なのです。この言葉を制度上使っていくと、たとえば「個別法非想定事態」とかいう表現になると思うのですが、私はメディアにこうした言葉が流布することは極めて好ましくないのではないかと思えます。

つまり、個別法が想定しないというのは、結局誰が判断するかということ、そのときの政権、内閣なのだと思いますけれども、想定するかどうかということは、東日本大震災の津波について東京電力が想定外と言ったように、むしろ想定するか、しないかの裁量を非常に大きく与える。想定外の場合には免責されるというニュアンスに使われがちなのではないか。法論理的には個別法を適用不能な事態、個別法の解釈が及ばない事態でしかないと思えますから、この表現は考え直したほうがいいのではないかと思えます。想定という言葉が将来的に独り歩きする可能性が高いのではないかと思うわけです。

3点目は、御確認したいのですが、今回、非平時の事態は、今まで議論してきた個別法の中でそれが及ばない事態と個別法が規定していない事態、2つ分けられたものが、後者だけなのか、あるいはドッキングしたのかよく読めないのです。18ページで指示権の行使者は各大臣になっているのですけれども、これがどうなのか、この各大臣とは何なのかということ。少なくとも個別法上の指示要件に該当する指示が行使できない想定外の事態という18ページの3段落目の最初の事態ですけれども、広く関係し得る個別法の所管大臣がいるということなのですが、これの意味がよく分からなくて、広く関係し得るというのはどういうことなのか、そもそも個別法が規定していない事態なのに関係し得る大臣がいるのか。あるとしても、その関係の仕方の濃密がかなりあるわけですからけれども、その濃密に応じて各大臣が、なぜそれを行使できるとしているのかがよく分かりません。

やはりここは内閣総理大臣であるべきなのではないか、というのは、現実には指示権を行使するというのは、相当マスメディアも注目して、色々な意味で注目が集まるのです。そのときに、内閣総理大臣並みに政治的なプレゼンスのある大臣がいた場合、内閣総理大臣と別に行使することが出てくると思うのです。しかし、そもそも個別法とは全く無関係と解釈するしかない事態で、担当大臣が指示権を行使するという意味がよく分かりません。仮に各大臣が行使する場合を認めるとしても、「内閣総理大臣をはじめ」という表現は不可欠である気がします。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

第1点につきましては、5ページの記述の方が、こちらでかなり議論して、出た意見を踏まえて詳しく書いたものなので、そちらに平仄を合わせるように3ページの記述を改めたいと思います。

それから、想定外という表現について御注意をいただきました。今、御指摘がございましたように、もちろん法律の解釈をして、どこまで法律が適用できると解釈できるかという検討が前提になっているのですけれども、それだけ書くと、かえって分かりにくいと思ひまして、こういう表現を使ったと思ひます。今のような御注意もごひますので、表現を考えさせていただければと思ひますが、何かごひますか。

○田中行政課長 今、委員長が言ったことに尽きるのですけれども、気になったのは個別法が適用できない場合と書いてしまったときに、個別法で敢えて裾切りしているものについて、裾を伸ばすことができるようにしている、権限行使ができるかのような誤解を与えるのではないかとということがあって、実はこういう表現をしています。どちらでも弊害があるということかと思ひますので、よく検討させていただきたいと思ひます。

○山本委員長 ありがとうございます。

解釈・適用というだけだと、逆に広くなりすぎてしまう可能性があるので、表現を工夫させていただければと思ひます。

それから、最後の点については、関係大臣については所掌事務の規定に従って判断をした上で、閣議決定を経るということですので、そこで内閣の意思が入ることだと思ひますけれども、何かごひますか。

○田中行政課長 委員の御指摘は分担管理の大臣ではなくて、内閣の長としての内閣総理大臣の権限行使という御趣旨なのかなと理解をしました。例えば地方自治法も、分権一括法による改正前には内閣総理大臣の違法是正措置要求という仕組みがありまして、分担管理ではない内閣の長としての内閣総理大臣が権限を行使するという仕組みは確かにございました。しかしながら、分権一括法による改正後は、分担管理の原則に基づいて、それぞれの大臣が、所管事項に係る権限行使をするというように見直されてきた経緯がございます。

想定外の事態なので誰が所管の大臣なのかというのが分かりにくいという御趣旨だとすれば、内閣法とか国家行政組織法では、世の中にある様々なことは必ず分担管理されてい

るという前提になっています。そこで、いずれかの大臣の分担管理になるということを前提に、各大臣ということではないのかなと考えた次第でございます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

では、検討させていただきますが、内閣法に基づいて内閣総理大臣が調整するということなのでしょうね。

それでは、岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 過去19回にわたる大変膨大な議論の内容を答申にまとめていただきましたが、大変分かりやすくまとまっていると拝見いたしました。

私から前々回の議論で申し述べた点で、主体、市町村、都道府県、国の役割について等、少し明確になったかと思っております。一部記載に、国は制度面、財政面を含めて積極的に地方公共団体を下支えすることが重要との記載が数か所見られます。当然デジタル投資というところで、初期の財政支援は必要であるということは言うまでもないのですが、デジタル政府のゴールが行財政改革を牽引することとしますので、将来的にこうした小規模自治体で自主的な行政運営ができるような標準化や共通化、あるいはDXを進める必要があるのではないかと認識しております。

2点目で、10ページに記載のデジタル人材について、先ほど谷口委員からも御指摘があった点、私も全く同意見でございます、とりわけ最近人材の流動化がかなり激しくなっております。官民で共通の教育研修モデルがあってもよいのかなと思います。先ほどブリッジ人材という公共私連携の上での人材という御指摘も委員長からございましたが、官民共通のモデルを構築し、人材を育成していく上で大学（アカデミア）の役割という明記があってもよいのではないかと思います。

3点目、8ページのデジタル技術を活用した意思形成のところ、生成AIを加えられているところは大変よいと思います。10月8日から12日に京都で開催され総理もスピーチされたIGF（インターネット・ガバナンス・フォーラム）に私も参加してまいりました。とりわけ生成AIや偽情報対策など具体的な議論が行われておりました。今年は広島でのG7サミットや、京都のIGFなど、日本がホスト国としてAIの議論を進めてきたということもございます。おそらく2045年と言われていたこれまでのAIなど先端技術が人類の脳に勝る「シンギュラリティ」の議論も一部は2025年ごろ到来するとの指摘もあるなかで、セキュリティに関する内容だけではなく、将来的に雇用やガバナンスにも大きな影響を及ぼすのではないかと、8ページの3の記載に、もう少し切迫感を覚えるような内容も追加されてもよいのかと考えます。

以上3点、申し述べさせていただきます。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

大山副会長、お願いします。

○大山副会長 先ほどから議論になっている法律上もという、13ページの下のところな

のですけれども、これは上の方から見ていくと、プラットフォームというカタカナ用語が出て来るのですが、その中身がもやもやしているのです。それは色々使えることを示すために、わざわざもやもやさせているのだと思うのですけれども、法律上も位置付けをするようなプラットフォームには何らかのイメージが多分あると思うのです。そこが何か見えないので、使えるのか、使えないのかよく分からないみたいなところでとどまっているような気がするのです。難しいと思うのですけれども、もうちょっと自治体の方々が使う気になるようなことが書ければいいなと思いました。

以上でございます。

○山本委員長 そこは説明を加えていただければと思います。総務省は最近プラットフォームという言葉をよくお使いになっていると思うのですが、端的に、よく分かるように説明を入れていただければと思います。

それから、岩崎委員の御指摘の点につきましては、検討させていただくということでしょうか。

○田中行政課長 表現について少し加えられるかどうか、考えさせていただきたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 太田です。2回目で申し訳ございません。

土山委員がおっしゃったところについて、そのまま反映されると、かえってまずいなど思うところがありましたので、あえて2回目をお願いした次第です。

1点目は13から14ページの法律上の位置付けです。委員長と大山副会長がおっしゃったことでいいのですが、問題はその前の文脈にある市町村に対する意見具申などの役割を与えている、プラットフォームとして地域課題の解決に取り組む主体で、かつ役割を与えらるか、特殊な位置付けを与えるというところで、それはそれで勝手にやられては困る。特権を与えることになるのだから、それなりの手当てをする必要がある、こういう思考は捨てないでいただきたい。何が起こるか分からないという点において、やはり属人的が一番危ないのです。ですから、そういうことでは困るということで、今の叙述は私としては維持する、クリアにはしていただきたいが、そこを削るのは止めていただきたいと思います。

それから、15から16ページの一般ルールを入れるのかどうかで、実は委員長はメンションされず、かつそこは多分に解釈の余地があるかなと思うのですが、私の理解しているところによると、個別法というのは特定の要件と特定の効果を持つ。ところが、特定の要件といっても個別法の場合は一定の緊急事態、一定の類型は考えている、その類型が生じているのだけれども、当該要件は使えない、使うつもりがなかったわけでもないし、使えないということで想定外という表現が選ばれているのだと思います。一般法があって個別法が使えない、普通、特別法は一般法を破るので、そこで使えなくてはおしまいだけ

ども、それでは困るので、個別法が機能しないときに補充的な指示権をもう一度機能させる。それはどこに位置付けるかという、要するに補充的だけれども、一般法の方に位置付けている。だから、使えないときに使えるという構造になるのだろう。

ということは、やはり、一般法のレベルに位置付けている今回の地方自治法に置くべきだと言っているのは、個別法をもう1個増やすということではない。そこは大きなジャンプをする。だからこそ、例外的な事態のためのもので、普通の方にはね返ったりしないように明確に区別しろということが書かれているということであるだろうと思うのです。だから、私としては今までのものを維持したいと思うあまり、一般ルールをいじる必要があるという記述を消して横並びのようになると、かえってやったことが分からなくなる。ここでジャンプをするということ分からなくなるので、この構図は、基本は維持しておいていただきたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

今の点ですけれども、要するに3段階あって、国と地方公共団体の関係に関する原理原則があり、それから、より具体的に地方自治法の中に書かれた関与に関する一般的なルールがあって、さらに個別法において国と地方公共団体との関係について特別な定めが置かれることがある。ここに書かれている一般ルールというのは、原理原則を大きく変えるという話ではなく、地方自治法の一般ルールの中に先ほどの補充的な指示権を入れるという趣旨です。表現を検討いたしますけれども、基本的な考え方はそういうことです。

土山委員、お願いします。

○土山委員 太田委員の御懸念は本当に共有するところで、地方における様々な動きというのは、どうしても政治と関わる場所であって、プラットフォームや意見具申する団体のあり方を考えるときに、非常に危ういところがある。本当に危ういところがあって、それは政治の一側面であって、行政や色々な枠組みでコントロールし得ないところでもあるわけです。本当に政治性が高く、属人性、色々な流動性によっている。首長が変わるだけでも大きく変わる。それを国として、これならいいですと制度化をされるのもなかなか困るところがあるという趣旨なのです。

ということで、太田委員と状況に対しての認識は大きくは変わっていないのですが、だからこそ、国で制度化をされるというのは、懸念があると思っているところでございます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

市川会長、お願いします。

○市川会長 答申案について、現状認識から始まり、個別の課題、テーマについて、非常に丁寧にまとめていただいていると思います。

構成として、基本的な認識から始まり、個別の課題に整理されているのですけれども、できれば結びのような形で、全体を俯瞰して、これから描き出されるものがどういうもの

なのか、まとめていただけたらありがたいなと思います。強靱な国づくりを進めていくという議論をしてきたと思うのですけれども、その辺りについて、「まとめ」というとかえって議論が矮小化されても困りますので、結びのような形で、委員の皆さんの気持ちや先ほど委員長がお話しされた法の本来の意義など、根底に流れるものを含めて、まとめていただけたらありがたいなと思います。

それと、蛇足ですけれども、地域の未来予測について、EBPMという形で、これからの政策に必要なものは事実認識ということになるのですけれども、その基本になるものが地域の未来予測ではないかと思っておりますので、そういうメッセージも盛り込めればありがたいなと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

地域の未来予測については、先ほど来色々御意見があったところで、非常に重要ですので、表現、構成等をさらに検討したいと思います。

それから、結びのところはよろしいでしょうか。事務局の方に案を用意していただいた上で、ここでさらにこういうトーンの書きぶりでよいかを検討したいと思います。実は事前に事務局とはそういう話もしていました。

よろしいでしょうか。

それでは、お時間が少し過ぎておりますので、本日はここまでとさせていただきます。先ほど申しましたように、細かい表現等で何か気になること等がございましたら、あるいは大きなところでも今日言い落としたことがありましたら、事務局の方にお寄せいただければと思います。

次回は、本日皆様からいただいた御意見を踏まえまして、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案を用意させていただき、専門小委員会として議論を行いたいと考えております。日程については、追って事務局より御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございます。